広報
たまかわ
2020 7
No.647
http://www.vill.tamakawa.fukushima.jp

「玉川村乙字ヶ滝かわまちづくり計画」が、かわまちづくり支援制度に登録（乙字ヶ滝公園で登録証伝達式）

「玉川村乙字ヶ滝かわまちづくり計画」が、国土交通省が実施する「かわまちづくり支援制度」に令和２年３月13日付で登録されました。
6月29日に、乙字ヶ滝公園（竜崎）において「玉川村乙字ヶ滝かわまちづくり登録証伝達式」が行われ、東北地方整備局河川部長、玉川村長、玉川村議会議長らが出席しました。
伝達式では、登録証が東北整備局河川部長から村長へ授与されたほか、福島河川国道事務所と村総務課による計画説明が行われました。
当計画では、この支援制度を活用し、自然と歴史のある乙字ヶ滝で、カヌー体験や自然・歴史探勝、散策等のレクリエーションなどを展開する観光交流拠点を整備していく計画です。
（計画の概要については、次号の広報たまかわにて紹介予定。）

（写真の人物は、右から木村潤爾福島河川国道事務所工務第一課長、小浪尊宏所長、加邉良徳東北地方整備局河川部長、石森春男村長、須藤利夫村議会議長、溝井賢一郎玉川村乙字ヶ滝かわまちづくり計画策定委員会委員長（中央は、玉川村のイメージキャラクター「山鳩のクックちゃん」と登録証））

旧四辻分校を活用した「着地型の観光」を推進

玉川村では、現在若者の村外流出や出生率の低下、さらには高齢化の進展に伴う人口減少が問題となる中、人口減少に歯止めをかけ持続的かつ安定的な村づくりを進めていくため、地方創生事業を活用した交流人口及び関係人口の拡大を図る取組を進めております。

これまで、本村における観光面では地域を素通りする「視察型」が主であったことから、交流人口を増やす効果的な事業として、現在「着地型の観光」を推進しており、地域の魅力創出を図りながら観光誘客に向けた取組を実施しております。その一環として、令和２年度においては、四辻新田地区に残る木造校舎の旧四辻分校を宿泊施設にリノベーションし、「着地型の観光」の拠点として整備いたします。

さらには、農業体験や自然を生かした様々な体験型アクティビティを創出しながら、多くの観光利用者に玉川村の魅力を存分に感じて帰っていただける「着地型観光地」として整備を進めていきます。

旧四辻分校のリノベーションの完成は令和３年３月末を予定しており、施設のオープンは令和３年度中を予定しております。

■旧四辻分校リノベーションの概要

主要施設

施設棟

- 宿泊室／５室　最大宿泊者数／20名（イメージ①参照）
- 多目的スペース（カフェ兼用）（イメージ②参照）
- 屋根付き屋外スペース
- ロフトライブラリー（イメージ③参照）
- 大浴場（イメージ④参照）

体験フィールド

- トレーラーハウス／１台（イメージ⑤参照）
- キャンプサイト
- 体験フィールド
  - 地形あそびのひろば
  - 泊まれるひろば
  - 農のひろば

正面エントランスデッキ

①宿泊室（４人部屋）

②カフェなどに利用可能な多目的スペース

③ロフトライブラリースペース

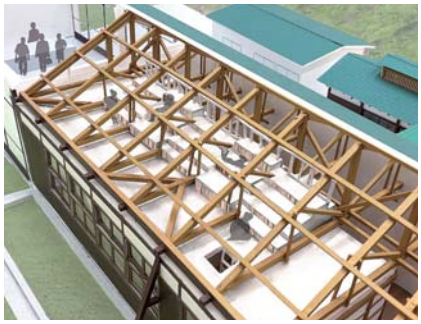

④大浴場

⑤移動可能なトレーラーハウス

玉川村観光交流施設(仮称)の愛称を募集します!!

玉川村では、旧四辻分校をリノベーションし、着地型の観光拠点として、今後、玉川村の豊かな自然環境を生かした体験型アクティビティを創出しながら、交流人口と関係人口の拡大が図れる観光や体験交流の施設を目指します。この施設が多くの皆様に利用いただけるよう、施設の愛称を以下のとおり募集しますので、ご応募ください。

募集期間

7/10(金)～31(金)
17：00 ※必着

愛称条件

◇覚えやすく、親しみのあるもの
◇施設のコンセプトや特徴がイメージできるもの
◇自作の未発表作品で、他の名称や商標などに類似していないもの

応募規定

どなたでも何点でも応募可。ただし、１応募につき１作品のみ。

応募方法

① 次の事項を記入し、応募箱へ投かん又は郵送、ファックス、電子メールで応募してください。
①愛称(ふりがな)　②愛称の理由　③氏名(ふりがな)　④住所　⑤ 電話番号　⑥年齢

② 応募チラシの配布及び応募箱の設置場所
玉川村役場住民課窓口、総務課、公民館（たまかわ文化体育館内)、須釜支所
※応募チラシは、村ホームページからもダウンロードできます。
応募作品を選定のうえ、愛称を決定します。
愛称の発表は、８月頃を予定しております。

●応募先・問い合わせ先
〒963-6392　福島県石川郡玉川村大字小高字中畷９ 玉川村役場　総務課「愛称募集」係
電話：0247-57-4621　ＦＡＸ：0247-57-3952
電子メール：soumu@vill.tamakawa.fukushima.jp

選定方法

1. 採用作品は、選定理由とともに村のホームページや広報たまかわなどで公表します。採用された方には記念品として玉川村特産品の詰め合わせを贈呈します。※同名応募が多数の場合は、抽選などにより選定します。
2. 個人情報は玉川村において適切に管理し、愛称選定に必要な業務のみ使用します。
3. 採用作品に関する一切の権利は、玉川村に帰属します。
4. 著作権などに関わる問題が生じた場合は、全て応募者の責任となります。
5. やむを得ず一部修正する場合があります。
6. 採用作品とともに「氏名」、「年齢」を村のホームページや広報紙などで公表します。
7. 応募作品は返却しません。

この施設が多くの皆様に親しみをもって利用いただける愛称を募集します。

たくさんのご応募をお待ちしています！

令和２年度の 熱中症予防行動

環境省
厚生労働省

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の３つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「３密（密集、密接、密閉）」を避ける等の**「新しい生活様式」が求められています。**
このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

1　暑さを避けましょう

・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
・暑い日や時間帯は無理をしない
・涼しい服装にする
・急に暑くなった日等は特に注意する

2　適宜マスクをはずしましょう

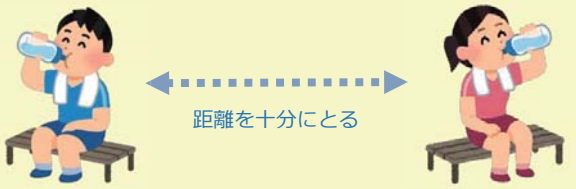

・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
・屋外で人と十分な距離（２メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

3　こまめに水分補給しましょう

・のどが渇く前に水分補給
・1日あたり１.２リットルを目安に
・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

4　日頃から健康管理をしましょう

・日頃から体温測定、健康チェック
・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

5　暑さに備えた体作りをしましょう

・暑くなり始めの時期から適度に運動を
・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。
３密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。

環境省　厚生労働省

新型コロナウイルス感染症に関する情報：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
熱中症に関する詳しい情報：https://www.wbgt.env.go.jp/

ひとり親世帯の皆さんへ臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の生活を支援するため、下記のとおり臨時特別給付金を支給します。

ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付分）

対象者	6月分の児童扶養手当を受給している方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方
お知らせ時期	7月下旬頃、現況届と併せて送付します	詳細が決まり次第、村ホームページでお知らせします
申請方法	申請不要	申請書を村健康福祉課へ提出
支給額	1世帯5万円。第2子以降1人につき3万円（1回限り）	
支給時期	8月頃に、児童扶養手当受給口座に振り込み	申請内容確認後、可能な限り速やかに振り込み

●その他、申請方法等の詳細が決まり次第、村ホームページでお知らせします。

▶問い合わせ先　村健康福祉課　☎57-4623

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給について（国民健康保険）

玉川村国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われる場合に、その療養のために就労することができず、給与等の全部または一部を受けることができなくなった場合、傷病手当金を支給します。

1 対象者（次のすべてを満たすこと）

(1) 玉川村国民健康保険の被保険者であること
(2) 勤務先から給与等の支払いを受けている方
(3) 新型コロナウイルス感染症の感染等よる療養のため就労することができず、その期間が連続した3日間を含み4日以上の方
(4) その就労できなかった期間について給与等の全額又は一部が支給されない方

2 支給期間

就労することができなくなった日から起算して、連続した3日間（待機期間）の後、4日目以降の就労することができない期間のうち就労を予定していた日

3 支給額

（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額）×2/3×日数（支給対象となる日数）
※給与等の全部又は一部の支払いを受けている間は、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金は支給されません。ただし、給与等の支払いを受けた額が新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の額より少ない場合はその差額が支給されます。※1日当たりの支給額には上限があります。

4 適用期間

令和2年1月1日から令和2年9月30日の間で療養のため就労することができない期間

5 申請方法

申請書を村健康福祉課へ提出いただくか、郵送により申請してください。
※申請を希望される場合は、事前に電話でお問い合わせください。要件等を確認後、申請書類を郵送いたします。

▶問い合わせ先　村健康福祉課　☎57-4623

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、申請により令和元年度分及び令和２年度分※が減免となります。

※令和２年２月１日から令和３年３月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。

● 減免の対象となる世帯

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯
⇒国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の全額免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯
⇒国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の一部を減額

● 一部減額される具体的な要件

・世帯の主たる生計維持者について（１）～（３）の全てに該当する方

（１）事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た令和２年の収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の３以上減少する見込みであること
（２）令和元年の所得の合計額が 1,000 万円以下であること
（３）収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が 400 万円以下であること

◎ 減免額は、減免対象国民健康保険税・後期高齢者医療保険料（A×B/C）に減免割合（D）をかけた金額です。

減免額 ＝

A: 世帯の被保険者全員について算定した国民健康保険税額又は後期高齢者医療保険料
B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る令和元年の所得額
C: 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和元年の合計所得金額

×

合計所得金額に応じた減免割合（D）
300 万円以下の場合　：全部 (10 分の10)
400 万円以下の場合　：10 分の８
550 万円以下の場合　：10 分の６
750 万円以下の場合　：10 分の４
1,000 万円以下の場合：10 分の２

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免対象国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の全部が免除となります。
※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免額の計算は別に行われます。

● 申請期限　（国民健康保険税）：令和２年９月 30 日（水）（後期高齢者医療保険料）：令和３年３月 31 日（水）
● 申請場所　（国民健康保険税）：村税務課　（後期高齢者医療保険料）：村健康福祉課
● 必要書類　令和２年中の事業収入等が確認できる書類、廃業失業等確認できる書類等の写し、保険金や損害賠償等により補填されるべき金額がわかる書類、医師の診断書等

対象外の世帯

会社都合等による退職で、ハローワークより「雇用保険受給資格者証」が発行され、特定受給資格者又は特定理由離職者（離職理由 11・12・21・22・31・32・23・33・34）に該当する方（離職時の年齢が 65 才以上の方を除く）は、当該減免ではなく、前年の給与所得を 30/100 とみなして計算を行う軽減制度の対象となります。「雇用保険受給資格者証」を持参の上、村税務課窓口にて軽減の申告をしてください。
※給与収入以外の減少が見込まれる方は、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免について、対象となる場合があります。

詳細については、下記までお問い合わせ下さい。
▶問い合わせ先：（国民健康保険税）村税務課 ☎57-4622　（後期高齢者医療保険料）村健康福祉課 ☎57-4623

※介護保険料についても減免が受けられます。該当要件等の詳細については下記までお問い合わせください。
▶問い合わせ先：（村保健センター）☎37-1024

国民健康保険に加入のみなさまへ

令和２年度の国民健康保険税について

医療費の動向や加入者の所得状況等により、令和２年度の国民健康保険税については下記の税率となりました。納税通知書及び納付書は7月中旬に送付となりますので、各納期限までに納付くださいますようお願いいたします。

区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分 （40歳から65歳未満の方のみ課税）
所得割額	7.11％	2.54％	2.34％
均等割額（1人あたり）	25,000円	8,800円	10,300円
平等割額（1世帯あたり）	17,800円	6,300円	5,300円
賦課限度額	630,000円	190,000円	170,000円

○国民健康保険税の軽減について

世帯主と国保加入者の総所得金額の合計額が下記の金額に該当する場合、均等割額と平等割額が軽減となります。申請は不要ですが、前年中の所得申告をしない場合、軽減の対象となりませんので、未申告の方は必ず所得申告をしてください。

軽減割合	世帯主と国保加入者の総所得金額の合計額
７割軽減	33万円以下
５割軽減	33万円＋（28.5万円×※被保険者等の人数）以下
２割軽減	33万円＋（52万円×※被保険者等の人数）以下

※被保険者等：国保加入者と国保から後期高齢者医療制度に移行した方

▶問い合わせ先　村税務課　☎57-4622

令和元年台風第19号に係る国民健康保険税の減免期間の延長について

令和元年台風第19号により、世帯の主たる生計維持者の居住する住宅が被災した世帯や、収入が減収した世帯の方に対する国民健康保険税の減免の対象期間が延長となりました。台風による被害を受けており、あらたに国民健康保険に加入することになった方などで、該当すると思われる場合は下記申請期限までに申請してください。

対象年度	令和元年度分のみ		令和元年度分及び令和２年度分
減免の対象となる国民健康保険税	令和元年10月12日から令和２年３月31日までに納期限が設定されているもの	➡	**令和２年度分については４～９月分に相当する月割算定額** 令和元年10月12日から令和３年３月31日までに納期限が設定されているもの

申請期限：令和２年９月30日（水）

※住宅が被災した世帯で、既に減免の申請をされている方は、申請不要です。該当要件、必要書類等の詳細については、下記までお問い合わせ下さい。

▶問い合わせ先　村税務課　☎57-4622

子どもたちの感染症予防のために

玉川村建設協力会が消毒用ハンドジェルを寄贈

右から岩谷幸雄副会長と消毒ジェルを手渡す小山田弘会長

6月1日、玉川村内6社でつくる玉川村建設協力会会長らが役場を訪れ、村へ「消毒用ハンドジェル」24本入り3箱を寄贈しました。

小山田弘会長は「子どもたちの感染症予防に活用してください。」と村長へ手渡しました。

村長は「多くの方々から感染症予防用品の支援を頂いていますが、まだまだ必要な状況は続きます。大変ありがとうございます。」と感謝の言葉を述べました。

頂いた消毒用ハンドジェルは、こども園や村内小中学校に届けられ、感染症予防に活用させていただきます。

多年にわたる人権活動に感謝

人権擁護委員感謝状伝達

6月15日、村役場において、圓谷榮さん（南須釜）と廣川昌美さん（南須釜）へ福島地方法務局長感謝状が、同法務局の菊地京幸郡山支局長から伝達されました。

こちらは、多年にわたり人権擁護委員として、人権擁護と人権思想の普及高揚に貢献した功績が認められ贈られたものです。

今後とも村民のため、皆さんのご尽力をお願いします。

感謝状を手にする圓谷さん（左から2人目）と廣川さん（左から3人目）

小針満喜子さん、台風被害を乗り越えて

内堀知事へ感謝を込めてトマトを寄贈

左から石森村長、小針さん、内堀知事

6月15日、昨年10月の台風19号で、パイプハウス倒壊などの被害を受けたトマト農家の小針満喜子さん（中）と石森村長らが福島県庁を訪問し、内堀雅雄知事へ実ったばかりのトマトを寄贈しました。

小針さんは、被害を受けてトマト栽培をやめようと考えていましたが、内堀知事が村内の被災状況を視察の際「また来年食べさせてください。」と、温かい言葉を掛けられたことや多くの方々の応援が励みとなり、今年の営農再開につながりました。

内堀知事は、寄贈されたトマトを食べ「おいしい！」と笑顔を見せていました。

新築工事の安全を願って

玉川村給食センター新築工事地鎮祭

6月27日、玉川村給食センター新築工事の着工にあたり、村長をはじめ建設関係者らが出席し、建設地の須釜小校庭において地鎮祭が行われました。

岩谷勝雄宮司（小高：大雷神社）による祝詞奏上のあと、鍬入れの儀や玉串が捧げられ、工事の安全を祈願しました。

玉川村給食センターは、令和3年3月に完成予定で、現在の西部、東部両共同調理場に代わり、村内小中学校の児童生徒約500人分の給食を提供します。

鍬入れの儀を行う石森村長

友好都市の固い友情

台湾「鹿谷郷」からマスク10,000枚届く

6月15日、玉川村が友好都市提携を結ぶ、台湾の鹿谷郷（邱如平郷長）から「玉川村民のコロナウイルス感染症予防に役立ててください。」と、空輸にてマスク10,000枚が寄贈されました。

村長は、鹿谷郷長へ「鹿谷郷と玉川村の人々が、協同して感染症に立ち向かうことで、お互いの友情は一層深まることでしょう。」と、感謝状を送りました。

頂いたマスクは、村内の子どもたちを中心に活用させていただきます。

鹿谷郷より届けられた10,000枚のマスク

ぼくも！わたしも！

虫歯がないよ！

今年度１回目の3歳児健診が、6月２日、たまかわ文化体育館で行われました。

健診項目の歯科検診の結果、虫歯が1本もなかったおともだちを紹介します。　**（順不同。【　】は保護者と地区名）**

伊藤　圭吾（けいご）くん
【翔二：南須釜】

シスニー陽（はる）くん
【アダム：小高】

関根　優愛（ゆあ）ちゃん
【由美：北須釜】

影山　凜音（りん）ちゃん
【純：南須釜】

渡邊　華蓮（かれん）ちゃん
【広通：北須釜】

丹内　羽琉（はる）くん
【智：蒜生】

宗像　瑛斗（えいと）くん
【涼：南須釜】

星　斗真（とうま）くん
【真幸：小高】

石平　すい（なお）くん
【昇：小高】

大和田尚央（なお）くん
【宏樹：川辺】

松山　叶夢（かなと）くん
【克則：山小屋】

鈴木　雄大（ゆうだい）くん
【智貴：北須釜】

真弓　莉采（りあ）ちゃん
【勝弘：蒜生】

須藤　思歩（しほ）ちゃん
【祐樹：川辺】

食育だより

早寝・早起き・朝ごはんを家族みんなで

きちんと“朝ごはん”

「朝ごはん」は私たちの体や脳を目覚めさせ、1日の活動に欠かせない大切な食事です。

朝ごはんを食べることは、小さな頃からの習慣の積み重ねです。家族が朝ごはんを食べないと「朝ごはんを食べるという習慣」がつきません。家族の健康のために、家族みんなで朝ごはんを食べましょう♡

朝ごはんを食べるメリット

- 寝ている間に低下した体温や血糖値が上がり、からだを目覚めさせます。
- 脳のエネルギーとなる「ブドウ糖」は、朝ごはんを食べることで取り入れることができ、集中力が高まります。
- 朝ごはんを食べると基礎代謝が上がって太りにくい体質になります。早寝、早起き、1日3食の規則正しい生活リズムは、脂肪をため込みにくい体を作り、生活習慣病の予防にもなります。
- 朝ごはんを食べると腸のぜんどう運動が活発になり、トイレにいく習慣ができるので便秘予防に効果的です。

▶問い合わせ先：村健康福祉課　☎57−4623

クックちゃん文庫から お知らせ

★今月の新着オススメ本　【クックちゃん文庫(公民館内)☎57−4632】

あやうく一生懸命生きるところだった
ハ・ワン　著

頑張って！ベストを尽くせ！我慢しろ！

これまでこんな言葉を、耳にタコができるくらい聞いてきた。言われるがままに我慢しながらベストを尽くし、一生懸命頑張ることが真理だと、みじんも疑わずにここまで来た。

そうして必死にやってきたのに、幸せになるどころか、どんどん不幸になっている気がするのは気のせいだろうか？

御朱印でめぐる全国の神社 開運さんぽ

もともと、お寺で納経をした時に、その証として授与された御朱印。今では参拝の証として女性を中心に集める人が増加中！この本は「御朱印とご利益が凄い！」と評判の神社を全国7万社から厳選。150社以上の神社とその御朱印を紹介！

2020年本屋大賞受賞本コーナーができました！

≪本屋大賞ランキング≫

1位　流浪の月
2位　ライオンのおやつ
3位　線は僕を描く
4位　ノースライト
5位　熱源
6位　medium 霊媒探偵城塚翡翠
7位　夏物語
8位　ムゲンのi
9位　店長がバカすぎて
10位　むかしむかしあるところに、死体がありました。

お知らせ

Information

○総務課
57−4621
○住民課
57−4624
○須釜支所
57−2061
○税務課
57−4622
○会計室
57−4625
○健康福祉課
57−4623
○保健センター
37−1024
○産業振興課
57−4627
57−4629
○農業委員会
57−4628
○地域整備課
57−4626
57−4631
○議会事務局
57−4630
○教育委員会
57−4633
○公民館
（文化体育館）
57−4632

村職員募集のお知らせ

令和3年度の玉川村職員（高校卒程度）の採用候補者試験を次のとおり実施します。

●試験職種　一般事務

●採用予定人員　若干名

●受験資格

□行政

平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者。（学歴は問いません）

●試験方法

□第1次試験

教養試験・適性検査

□第2次試験

面接・小論文・集団討論（第1次試験合格者に別途通知します）

●試験期日

9月20日（日）

●試験場所

石川町役場

（石川町字長久保185-4）

◆申込用紙の請求

役場総務課で交付します。

◆申込の受付期間

7月15日（水）から8月14日（金）までに役場総務課に提出してください。郵便による申込書提出の場合は、8月12日（水）までの消印のあるものに限ります。

▼問い合わせ先

総務課　総務係

☎57-4621

県政相談のお知らせ

県では、県政に関する相談や要望、または県民生活に関する相談をお受けします。

相談は無料で秘密は厳守します。

▼相談場所

県庁県政相談コーナー及び県の各合同庁舎内県政相談コーナー

▼相談時間

月曜日から金曜日

午前9時から正午

午後1時から午後4時

（祝日、年末年始を除く）

▼県政相談専用電話等

◆県庁：県政相談コーナー

☎0120-899-721

☎024-521-7017

E-mailアドレス

kenseisoudan@pref.fukushima.lg.jp

◆郡山：県中地方振興局県政相談コーナー

☎0120-899-722

交通事故相談のお知らせ

県では、交通事故による損害賠償請求や示談の仕方などについて相談をお受けします。

相談は無料で秘密は厳守します。

▼相談場所

県庁県政相談コーナー

（本庁舎2階）

▼相談時間

月曜日から金曜日

午前9時から正午

午後1時から午後4時

（祝日、年末年始を除く）

▼巡回相談（要予約）

交通事故相談員が各合同庁舎へ出向いて相談を受け付けます。

相談を希望される方は、必ず予約をお願いします。

予約がない場合は、実施しませんのでご注意ください。

▼予約・問い合わせ先

☎024-521-4281

自衛官募集のお知らせ

防衛省自衛隊では、さまざまな職種・分野ごとに、入隊される自衛官を募集しています。

【一般曹候補生】

▼受験資格

18歳以上33歳未満の者

▼受付期間

9月10日（木）まで

▼試験日

1次：9月18日から20日までのいずれか1日を指定されます。

▼試験会場

受付時にお知らせします。

【自衛官候補生】

▼受験資格

18歳以上33歳未満の者

▼受付期間

年間を通じて行っています。

▼試験日・会場

受付時にお知らせします。

【航空学生】

▼受験資格

（空）高卒（見込者も含む）21歳未満の者

（海）高卒（見込者も含む）23歳未満の者

または、海・空ともに高専3年次修了者（見込み者も含む）

▼受付期間

9月10日（木）まで

▼試験日

1次：9月22日（月）

▼試験会場

受付時にお知らせします。

▼問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部

白河地域事務所

☎0248-24-0372

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各予定については変更する場合があります。

令和２年度健康福祉課

住民集団総合健診のご案内

今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため意向調査は実施いたしません。健診受診録は特定健診対象者には全員、その他の健診については前年度意向調査を基に事前に配布いたします。**当日会場での申し込みも可能です。**

●日　程

※新型コロナウイルス感染症の発生などにより変更する場合があります。

日　　程	受付時間	会　　場	受診対象地区
9月24日(木)	7:30 ～ 9:00	たまかわ文化体育館	四辻・山小屋・吉
9月25日(金)	7:30 ～ 9:00	たまかわ文化体育館	岩法寺・川辺
9月26日(土)	7:30 ～ 9:00	玉川村体育センター（須釜小学校となり）	南須釜・北須釜
9月27日(日)	7:30 ～ 9:00	たまかわ文化体育館	小高・蒜生
9月28日(月)	7:30 ～ 9:00	たまかわ文化体育館	中・竜崎

●健診内容と自己負担金

健診内容	自己負担金	健診内容	自己負担金
特定健診(40～74国保加入者・社保被扶養者)	(国保)500円 (社保)受診券で確認	胃がん検診(バリウム検査)40歳以上	500円
後期高齢者健診(75歳以上)	無料	大腸がん検診(40歳以上)	500円
若年者健診(19～39歳)	500円	前立腺がん検診(50歳以上男性)	500円
胸部レントゲン(40歳以上)	無料	肝炎検査(未検査者のみ)	無料

●健診受診録等の配布について

❖国保特定健診対象者 ⇒ 対象者全員に受診録、尿コップ･スポイトを事前配布
❖国保特定健診以外の健診 ⇒ 前年度意向調査を基に受診録を事前配布

●健診会場への送迎について（申し込み先：保健センター）

❖**健診会場への送迎**を希望される方は、**事前に必ず**電話でお申込み下さい。
❖最寄りの地区公民館等から健診会場まで送迎いたします。

●その他（※健診当日は、マスクの着用にご協力ください）

❖健診会場の密を避けるため、受診対象地区の日程での受診をお願いいたします。なお、これまでどおり、どの日程・会場でも受診は可能です。

▶健診に関する問い合わせ先　村保健センター　☎37-1024

令和２年度 こころの健康相談のお知らせ

精神面で悩みを持つ方、心の病気や精神障がいがあって困っている方、また、その御家族の相談を専門の医師がお受けします。ここで相談された内容について秘密は厳守いたします。お気軽にお問い合わせください。

また、思春期～青年期（ひきこもり含）、発達障害（主に成人）、アルコール依存症、うつ病、自死遺族等の相談もお受けしております。

１.内　　容　心の健康相談（相談、助言指導等）
２.担　　当　精神科医師、保健師
３.相談場所　福島県県中保健福祉事務所（県中保健所）相談室
　　須賀川市旭町１５３－１
４.予約方法　事前にご予約ください。
５.相 談 料　無料
６.時　　間　１３：３０～１６：００

＊下記相談日以外にも、随時、保健師による「来所相談」「電話相談」を受け付けております。
月～金　8:30～17:15
（祝祭日を除く）

実施月日	医師名	相談内容	実施月日	医師名	相談内容
8月27日(木)	塩田　康二	精神全般	12月17日(木)	辻井　　崇	精神全般
9月15日(火)	橘　　隆一	精神全般、老人精神	令和３年 1月14日(木)	塩田　康二	精神全般
10月13日(火)	圓口　博史	精神全般（うつ病、自死遺族、思春期～青年期のひきこもり）	2月　5日(金)	小野口　亮	精神全般
11月6日(金)	小野口　亮	精神全般	3月　9日(火)	圓口　博史	精神全般（うつ病、自死遺族、思春期～青年期のひきこもり）

■予約・問い合わせ先　福島県県中保健福祉事務所（県中保健所）　須賀川市旭町１５３－１
保健福祉課　障がい者支援チーム　☎０２４８－７５－７８１１

刈払機（草刈機）による事故に注意しましょう！

手指の切断、目の負傷などの事故が発生しています

人力で行うと重労働である草刈りを動力で行うことができる刈払機（草刈機）は、便利で身近な農器具です。しかし、高速で回転する刈刃が露出しているため、十分安全に留意して使用しないと大変危険です。

消費者庁には刈払機を使用中の事故情報が平成 27 年４月から令和２年３月末までの５年間に計 88 件寄せられています。刈刃への接触や巻き込まれによる事故が半数以上を占めており、手指の切断などの重大な事故が発生しています。１年のうち５月と７～８月に事故が多く、刈払機を使用する際には、以下の点に注意しましょう。

（１）刈払機を使用する前には必ず取扱説明書を読みましょう。
（２）作業に適した服装、装備で行いましょう。
（３）作業前に各部の点検をしましょう。特に刈刃、飛散保護カバー、肩掛けバンドやハンドルは正しく装着しましょう。
（４）作業をする際は、地面の異物を除去し、15m以内に人がいないことを確認してから開始しましょう。
（５）回転する刈刃が障害物や地面に当たって跳ね返るキックバックに注意しましょう。
（６）刈刃に巻き付いた草や異物を取り除く際は、必ずエンジンを止めてから行いましょう。
（７）農協及び販売店等が実施する刈払機の使用講習会を受講しましょう。

≪作業に適した服装、装備≫

消費者庁

～村税務課からお願い～　建物を壊したら必ず届出を！

居宅や倉庫などの建物を壊したら、法務局で取り壊しの登記「滅失登記」を行ってください。

もし取り壊した建物が登記されていない建物であれば、**村税務課で建物取り壊しの届出「家屋滅失届」を行ってください。**※手続きは、届出書に記入・押印するだけで結構です。

この手続きにより現地調査を行い、その結果、翌年からのその建物に対する課税がなくなります。

●「家屋異動調査」にご協力ください

回覧板で「家屋異動調査」を周知しています。

この調査は、年内に新築や増築、取り壊しをしたもの、またはこれらを予定している建物についてご報告いただき、村税務課職員による現地確認をはじめ、各種届出のご案内を行うものです。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

▶問い合わせ先　村税務課　固定資産係　☎57−4622

～不動産取得税について～

■不動産取得税とは

売買・贈与などで不動産を取得したとき、または新築・増築したときに、登記の有無にかかわらず取得ごとに一度だけ課税されます。ただし、相続により取得したときには課税されません。

■納める税額

取得したときの不動産の固定資産評価額の３％（住宅以外の家屋は４％）

（宅地の取得に対する特例…宅地評価土地を令和３年３月31日まで取得した場合は当該土地の価格を２分の１とする特例あり）

なお、住宅や住宅用土地の取得については、一定の要件を満たしている場合に軽減措置が適用されますが、軽減申請の手続きを行うことが必要です。

■三世代同居・近居住宅を取得する方へ

子育て支援策の一環として、三世代以上の方が県内で同居または近居する住宅を平成29年４月１日から令和７年３月31日までに取得した場合、その住宅に係る不動産取得税の一部を申請により軽減いたします。

手続きに必要な書類などについては、福島県県中地方振興局または県庁税務課へお問い合わせください。

▶お問い合わせ先

福島県県中地方振興局県税部　☎024−935−1254　　県庁税務課　☎024−521−7068

ホームページ　福島県税務課　検索

玉川村新型コロナウイルス感染症経済対策 商店活性化・住民生活応援事業 『商品券』を受領されていない方へ

令和２年５月31日において住民基本台帳に記録されている方を対象に商品券（2,000円/名）を対象者が属する世帯の世帯主へ、６月５日に簡易書留で送付させていただきました。

お届けの際に留守であった場合、郵便局が『書留等不在連絡票』にて受領を促しておりますが、郵便物の保管期間が経過したため、玉川村へ返還され預かっております。

心当たりのある方は玉川村産業振興課までお問合せください。

▶問い合わせ先

村産業振興課　☎57−4629

『あなたの大切な遺言書を法務局が守ります。』

令和２年７月10日から、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止することを目的として、法務局で自筆証書遺言書をお預かりする制度が始まります。

自筆証書遺言書は、自書さえできれば遺言者本人のみで作成でき、手軽で自由度の高いものですが、遺言者本人の死亡後に遺言書が発見されなかったり、改ざんされるおそれがありました。そこで、この制度では、法務局が自筆証書遺言書をお預かりし、長期間適正に管理することで、自筆証書遺言書の利点を損なわず、これらの不安を解消できるようにしました。

なお、手続きには予約が必要です。

▶問い合わせ先

福島地方法務局郡山支局　☎024-962-4500

法務局ホームページ　法務省遺言書保管　検索

お誕生おめでとうございます

地区名	出生児氏名	保護者名
		(5月届出分)
川　辺	小　貫　悠真（ゆうま）	正　裕
		(6月届出分)
竜　崎	高　木　輝空（るあ）	学
南須釜	草　野　拓海（たくみ）	正　彦
山小屋	石　森　聖菜（せな）	大　地

おくやみ申し上げます

（6月届出分）

地区名	死　亡　者	世帯主名
中	関　根　武　男	武　男
南須釜	小　原　フ　ヨ	一　夫
〃	小　原　保	吉　次
〃	増　子　律	常　政
北須釜	鈴　木　利　一	利　一
吉	有　賀　キクヨ	キクヨ

寄付ありがとうございます

次の方々から社会福祉活動資金として寄付をいただきました。厚く御礼申し上げます。
（村社会福祉協議会：6月受領分）

中	関根好子様	南須釜	増子常政様
岩法寺	草野壽幸様	北須釜	鈴木正夫様
竜　崎	小林裕也様	吉	有賀貞亥様
南須釜	小原一夫様	矢吹町	熊田喜男様
〃	小原吉次様	山梨県	和田静子様

7月1日現在の村のようす

（前月比）

世帯数	2,151戸	(－　1戸)
人　口	6,444人	(－　6人)
男	3,222人	(＋　2人)
女	3,222人	(－　8人)

クックちゃんに暑中見舞いを送ろう!

暑中見舞いを送っていただいた方全員（8／4到着分まで）にクックちゃんからの返事とクックちゃんグッズが届きます。

▶宛先こちら

〒963-6392
石川郡玉川村大字小高字中畷9
玉川村観光物産協会　山鳩のクックちゃん

戦没者等のご遺族の皆様へ 第11回特別弔慰金が支給されます!

■支給対象者

戦没者の死亡当時のご遺族で、令和２年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族おひとりに支給されます。

1．弔慰金の受給権者
2．戦没者等の子
3．戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹（戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。）
4．上記１～３以外の戦没者等の三親等内の親族（戦没者等の死亡時まで引き続き１年以上の生計関係を有していた方に限ります。）

■支給内容

額面 25 万円、５年償還の記名国債

■請求期限

令和５年３月３１日まで（請求期限を過ぎると時効により特別弔慰金を受給できなくなりますので、ご注意ください。）

▶問い合わせ先　村健康福祉課　☎57-4623

文芸 literature

さるなし俳句会六月句会吟詠

味噌焦げる匂いのこもる走り梅雨　由記
田植機に老人ひらり乗りにけり　春恵
鶯のきいてきいてと畑の木　真知
携帯の音確める青嵐　今朝
山の田に青鷺一羽動かざる　公
桐の花生家の歴史知りつくす　美枝
菜種梅雨野良着繕う母の指　仁美
緑陰や石の本読む金次郎　剛

○東北運輸局福島運輸支局・福島県バス協会より○ 車内事故防止キャンペーン実施中!

７月は走行中のバス車内での事故を防止するため、「車内事故防止キャンペーン」を実施しております。

走行中に席を離れると、転倒など思わぬけがをする場合があります。お降りの際は、バスが停留所に着いて扉が開いてから席をお立ち願います。

また、バスは安全運転に徹しておりますが、やむを得ず急ブレーキを掛ける場合があります。満席のため、お立ちになってご利用いただく場合には、吊革や握り棒にしっかりおつかまりください。

バスの車内事故防止に皆様のご理解とご協力をお願いします。

2020 8 August

日	月	火	水	木	金	土
◆玉川村虐待防止センター専用ダイヤル ☎080-5220-4623 ※毎日24時間体制で虐待にかかわる通報（連絡）や相談を受け付けています。	●休日当番医の診療時間は、午前8:30～午後4:30までとなっています。 ※須賀川地区の在宅当番医は、須賀川市保健センター内の休日夜間急病診療所で診察しています。 ☎0248-76-2980 須賀川市諏訪町67-1	粗大ゴミ申込・収集 申込先 きららクリーンセンター TEL 26-7500 FAX 26-7800	◆防災行政無線の放送内容の問い合わせ 防災行政無線で放送した内容が下記の電話番号からお聞きいただけます。 ※村ホームページには放送内容が文字情報として掲載されています。 ☎0247-57-2815			1
2 (休医)味原医院（玉川村）	3 ●クックちゃん文庫休館日 ●体育施設定期休場日	4 ●3歳児健診(12:45保セ) ●1歳6か月児健診(13:00保セ) ●(元)バドミントン(19:00～文体) ●(元)ヨガ教室(19:15～文体) 燃えるゴミ	5 ●(元)レクダンス教室(13:30就改) 延長窓口(～19:00) 資源ゴミ:東部 不燃ゴミ:西部	6 ●すくすくクラブ(10:30保セ) ●(元)ラージボール卓球(9:30～文体) ●(元)げんきUP教室(13:30～文体) ●(元)トレーニング教室(19:00～文体)	7 ●離乳食教室(9:30保セ) ●1歳児バースデー健診(13:30保セ) ●(元)3Bたいそう教室(9:30～文体) 燃えるゴミ	8
9 (休医)田中内科医院（石川町）	10 山の日 ●体育施設定期休場日 (休医)ひらた中央病院（平田村）	11 ●いきいき教室(13:30保セ) ●(元)フラダンス教室(9:30～就改) ●(元)きっずたいいく教室(15:30～文体) ●(元)フットサル教室(19:00～体セ) ●(元)バドミントン(19:00～文体) ●クックちゃん文庫休館日 燃えるゴミ	12 延長窓口(～19:00) 資源ゴミ:西部 不燃ゴミ:東部	13	14 燃えるゴミ	15
16 (休医)ひらた中央病院（平田村）	17 ●クックちゃん文庫休館日 ●体育施設定期休場日	18 ●(元)きっずたいいく教室(15:30～文体) ●(元)バドミントン(19:00～文体) ●(元)ヨガ教室(19:15～文体) 燃えるゴミ	19 ●3～4か月児健診(13:30公立岩瀬病院) ●(元)レクダンス教室(13:30就改) 延長窓口(～19:00) 資源ゴミ:東部 不燃ゴミ:西部	20 ●すくすくクラブ(10:30保セ) ●(元)ラージボール卓球(9:30～文体)	21 ●(元)3Bたいそう教室(9:30～文体) ●(元)プール教室(矢吹温水プール13:30) 燃えるゴミ	22
23 (休医)大野診療所（石川町）	24 ●いきいき教室(11:00保セ) ●クックちゃん文庫休館日 ●体育施設定期休場日	25 ●(元)フラダンス教室(9:30～就改) ●(元)きっずたいいく教室(15:30～文体) ●(元)フットサル教室(19:00～体セ) ●(元)バドミントン(19:00～文体) 村県民税:第2期 国民健康保険税:第2期 燃えるゴミ	26 延長窓口(～19:00) 資源ゴミ:西部 不燃ゴミ:東部	27 ●(元)ラージボール卓球(9:30～文体) ●(元)げんきUP教室(13:30～文体) ●(元)トレーニング教室(19:00～文体)	28 ●(元)プール教室(矢吹温水プール13:30) 燃えるゴミ	29
30 (休医)大竹眼科医院（石川町）	31 ●クックちゃん文庫休館日 ●体育施設定期休場日					

●(休医)‥休日当番医　●(元)‥元気スポーツクラブ　●文体‥文化体育館　●クラブ‥文化体育館クラブハウス　●保セ‥保健センター
●健た‥健康の駅たまかわ　●村グ‥村民グランド　●就改‥就業改善センター　●村体‥村民体育館　●体セ‥体育センター

※予定は変更になる場合がありますので、ご了承ください。

地域おこし協力隊だより

様々な資格取得に挑戦中の柿沼隊員

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための、外出自粛の呼びかけを機に、新たな趣味を始められた方もいらっしゃるかと思います。

私はというと「ずっと興味があったので、ついにやってみた！」シリーズを、個人的に展開しております。

玉川村に来てから三か月のうちに、刈払機を始めとする工具の取扱資格を、いくつか取得しました。

およそ一年半が空いて、今年の五月に大型特殊自動車免許を取得しました。さらに、フォークリフトなどの産業機械車両の運転資格を、複数取得しました。

新しいことに挑戦するのは、いくつになってもワクワクするものですね。

地域おこし協力隊　柿沼

地域おこし協力隊のSNS登録は⇐

協力隊HP

広報紙に掲載された写真が欲しい方は
総務課広報聴係(57−4621)まで

TAMAKAWA MOBILE
玉川村モバイルサイト

VEGETABLE OIL INK
この広報紙は環境にやさしいインキを使用しております。

発行／福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9　玉川村役場　編集／総務課　☎(0247)57-4621　印刷／㈲和田印刷（毎月15日発行）